

筑西ふるさと市町村圏特別会計条例

平成2年2月9日条例第2号

改正 平成17年10月1日条例第5号

(設置)

第1条 筑西ふるさと市町村圏の振興整備のため事業(ただし、公共施設又は公用施設の建設事業並びに土地の購入を除く。)に係る歳入歳出を経理し、筑西ふるさと市町村圏の振興整備の推進を図るため、筑西ふるさと市町村圏特別会計を設置する。

(歳入歳出)

第2条 この会計においては、関係市からの出資金、筑西ふるさと市町村圏基金からの繰入金その他諸収入をもってその歳入とし、基金積立金及びその他諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、平成2年3月1日から施行する。

附 則(平成17年10月1日条例第5号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。